

# あかるく かしこく たくましく

令和5年12月12日 No. 38 文責：校長 佐野紳二

## 合理的配慮・具体例を挙げて考えてみましょう

合理的配慮の提供が必要とされている「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」は、心身の障害を理由とする差別を解消し、障害の有無に関わらず、お互いに認め合って共に生きる社会をつくることを目指して、2016年4月1日に施行されました。障害者差別解消法では、障害を理由とする差別を「不当な差別的取扱い」「合理的配慮を提供しない」の2つに区別しています。

「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由がなく障害を理由にサービスの提供を拒否することや障害者を区別することです。例えば「障害を理由に入学を拒否する」などのサービス提供の拒否、サービス提供の制限が「不当な差別的取扱い」にあたります。

「合理的配慮の提供」は行政機関である国や自治体では法的に義務化され、民間事業者は努力義務とされていました。しかし、2021年5月に障害者差別解消法の改正法が成立し、2024年4月1日から民間事業者も合理的配慮が法的義務となります。



合理的配慮の基本的な姿勢としては、以下の2点が重要です。

### ①障害のある人の要望を尊重し、話し合う

障害の特性は人によって違うため、必要な配慮の方法も多様です。見かけなどで勝手に判断せずに、障害者のある当事者本人としっかり話し合い、何を求めているかを正しく理解することが大切です。

### ②負担が重すぎない範囲で取り組む

障害者の要望が、事務・事業への影響、物理的・体制上の制約、費用負担などの観点において「過度な負担」を伴うと思われる場合、本人に理由を説明して理解を得るとともに、実施可能な代替案を考えるといいとされています。

②については、No.37で例として挙げた野球観戦の場合、木箱を用意して、適切な数を使用するのは「合理的配慮」と言えますが、他の2人がその場にいらなくなるほどの大きな箱を用意したり、背が小さい子が見えるようにそこだけブロックを削ったりするのを要求したりすることは「合理的ではない」ということになると思います。

では、合理的配慮がどのようなときに求められ、どのような配慮をするのが適切かを、具体例を挙げてみてみましょう。

### ①配慮が必要な場面

車いすユーザーが受付や窓口を利用する際、カウンターが高いために支払いや用紙への記入が難しく、サポートの申し出があった。

⇒適切な配慮

- ・カウンター以外の場所でのやり取りを案内する
- ・釣り銭トレイや記入用のボードを渡し、手元で対応できるようにする



## ②配慮が必要な場面

聴覚障害のある方が、マスクをしている店員の口の動きを読み取れない。

⇒適切な配慮

- ・筆談ボードやスマートフォンのメモ、音声認識アプリを用いて説明する
- ・間に透明のボードを設置し、一時的にマスクを外して対応する



## ③配慮が必要な場面

視覚障害のある方が、飲食店のメニューを読めないため注文できる商品がわからない。

⇒適切な配慮

- ・点字のメニューを用意する
- ・読み上げ機能がある電子版メニューを用意する
- ・商品名や値段を店員が読み上げて伝える



## ④配慮が必要な場面

知的障害のある方が、複雑な説明や専門用語がわかりづらく、受付や手続きに不安を感じる。

⇒適切な配慮

- ・わかりやすい言葉や図などを用いて説明できるよう事前に準備しておく
- ・ゆっくりと丁寧に話すことを意識する
- ・相手が理解したのを確認してから、次の説明に移る

参考) ミライロ通信「合理的配慮とは？事例を交えて解説します」<https://www.mirairo.co.jp/blog/post-2021206>

また、学校では、次のようなことが具体的な合理的配慮の例として考えられます。

### 「読み」に困難さがある場合

- ・タブレット端末（音声読み上げソフト）を活用する
- ・拡大印刷を活用する

### 「視覚」に困難さがある場合

- ・黒板の文字が見やすいように座席を教室前方に置く
- ・拡大教科書を利用する

### 「聴覚」に困難さがある場合

- ・教室前方へ座席を配置する
- ・口元を見やすくして話す

### 「集中力」に困難さがある場合

- ・黒板の周りに不要な掲示をしない
- ・1時間の授業の流れを示し見通しを持てるようにする
- ・多様な課題を準備し、柔軟に選択できるようにする

### 「指示の理解」に困難さがある場合

- ・指示をひとつずつ伝える
- ・写真や絵カードなど視覚的に支援する

### 「移動」に困難さがある場合

- ・体育等の内容を調整する
- ・教室の場所を検討する

3回にわたって障害がある人とのかかわりについて書かせていただきました。

書いていて私が思ったのは、大切なのは、障害がある方を「〇〇が不自由な人」として特別視して「思いやる」ことではなく、ハンディキャップを「個性」として捉え、だれもが住みやすい世界をみんなで創っていくことなのかな、ということです。思いやりの心を持った人がいなければ、必要な「合理的配慮」が提供できない社会ではなく、どこに行ってもどんな場面でも、「合理的配慮」が当たり前前に提供されている社会、あるいはユニバーサルデザインが施されている社会になれば、だれもが住みやすい社会になるはずです。そして、そのための第一歩となるのは、私たちが共生社会について知る（理解する）ことなのではないでしょうか。